

大分県報

令和八年
第七二二号
七月十四日

（火曜日）

目次

告示

保安林の指定の解除……………一

公告

令和八年度登録販売者試験の実施……………一
土地改良区の役員の就退任（二件）……………三
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………四

○告示

大分県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和八年七月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一（一） 解除に係る保安林の所在場所
国東市国東町小原字ヲハカ二七〇九番三
- 二（二） 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三（三） 解除の理由
公園用地とするため
- 二（一） 解除に係る保安林の所在場所
国東市国東町小原字ヲハカ二七〇九番三
- 二（二） 保安林として指定された目的
公衆の保健

（三） 解除の理由

公園用地とするため

三（一） 解除に係る保安林の所在場所

国東市国東町小原字小鼻二六七八番一（次の図に示す部分に限る。）

二（二） 保安林として指定された目的

風害の防備

三（三） 解除の理由

駐車場用地とするため

四（一） 解除に係る保安林の所在場所

国東市国東町小原字小鼻二六七八番一（次の図に示す部分に限る。）

二（二） 保安林として指定された目的

公衆の保健

三（三） 解除の理由

駐車場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施する。

令和八年七月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の日時

令和八年十二月二十日（日曜日）午前十時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

大分市金池南一丁目五番一号
J・COMホルトホール大分
大分市中央町四丁目二番五号
TKPソレイユ大分
大分市大手町三丁目一番一号

令和八年七月十四日

大分県報（告示・公告）

大分県庁舎本館二階正庁ホール及び新館十四階大会議室

大分市豊饒二丁目十一番三号

大分県薬剤師会

大分市金池町三丁目一―六十四

大分県中小企業会館

三
試験方法

試験は、午前午後各二時間ずつとし、次の項目について行う。

1 午前の部（午前十時三十分から午後零時三十分まで）

（一）医薬品に共通する特性と基本的な知識

（二）人体の働きと医薬品

（三）医薬品の適正使用と安全対策

2 午後の部（午後二時から午後四時まで）

（一）主な医薬品とその作用

（二）薬事に関する法規と制度

四
申請手続

1 提出書類

（一）受験申請書（氏名及び生年月日は、戸籍に記載されたとおりに記入すること。）

（二）写真台帳（申込前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載した写真を所定の場所に貼付すること。）

2 提出先

（一）大分県内に居住又は勤務する者

住所又は勤務地を所管する保健所（保健部を含む。以下同じ。）に提出すること。

なお、電子申請及び郵送による提出は、受け付けない。

（二）以外の者

原則、電子申請による提出とし、やむを得ない場合は郵送とすること。

電子申請による提出の場合は、大分県福祉保健部薬務室のホームページを確認のうえ、申請すること。

郵送による提出の場合は、受験手数料を納付する現金書留に提出書類を同封し、大分県福祉保健部薬務室（〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号）に提出すること。

3 提出部数

正本及び副本各一部。ただし、大分県福祉保健部薬務室に提出する場合は、正本一部とする。

なお、副本は、正本の写しでよい。

4 受験手数料

一万四千円を受験申請書提出の際に納付すること。

（一）大分県内に居住又は勤務する者

住所又は勤務地を所管する保健所で納付すること。

（二）以外の者

電子申請による提出の場合は、クレジットカードでの納付のみとし、納付は令和八年八月二十八日（金曜日）午後五時十五分までに終えること。

郵送による提出の場合は、現金書留により納付すること。

なお、いずれの場合も、納付された手数料は返還しない。

申請受付期間

令和八年八月十七日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

ただし、郵送による提出の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

六 合格発表

1 発表日時

令和九年一月二十七日（水曜日）午前十時

2 発表方法

合格者の受験番号を大分県庁舎本館一階県政展示ホール内掲示板に掲示するとともに、大分県ホームページに掲載する。

なお、電話や電子メールによる合否の照会は、受け付けない。

3 合格者の通知

合格者には、合格通知書を申請書記載の住所に郵送する。

4 得点に関する開示

受験者本人から申出があった場合に限り、その者の得点を開示する。開示を希望する者は、合格発表日以後三十日以内に、受験票又は本人であることが確認できる運転免許証等を持参の上、大分県福祉保健部薬務室において、開示請求を行うこと。

なお、電話による開示請求は、受け付けない。

七 注意事項

1 令和八年十一月上旬に受験票を申請書記載の住所へ郵送するので、令和八年十一月十八日（水曜日）までに届かない場合は、大分県福祉保健部薬務室に連絡すること。		
大分県福祉保健部薬務室 電話番号 ○九七―五〇六―二六五〇		
2 午前の部、午後の部とも、試験開始時刻を三十分経過した後は、試験室への入室を認めない。		
3 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のあった者について、その受験を停止させ、又はその合格を無効とすることができる。		
4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。		
5 その他の注意事項については、受験票に記載する。		
八 その他		
受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先は、大分県福祉保健部薬務室のホームページに掲載する。		
~~~~~		
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、宇田枝井路土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。		
令和八年七月十四日		
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎		
（退任役員）		
役 名	氏 名	住 所
理 事	衛 藤 講 治	豊後大野市清川町左右知六〇二番地
〃	衛 藤 修 一	〃 清川町砂田一六〇〇番地二
〃	衛 藤 孝 一	〃 清川町宇田枝一八九九番地
〃	佐 藤 良 和	〃 清川町宇田枝二二八四番地一
〃	和 田 茂 光	〃 清川町宇田枝一五九六番地
〃	田 崎 征 治	〃 清川町宇田枝一三七二番地三
〃	佐 藤 勤 也	〃 清川町宇田枝七二八番地
〃	田 崎 昌 治	〃 清川町宇田枝八三〇番地
（就任役員）		
監 事	衛 藤 真 治	大分市富士見が丘東一丁目一九番二号
〃	佐 藤 孝 弘	豊後大野市清川町宇田枝二二四番地一
〃	高 山 幸 一	〃 清川町宇田枝一四四〇番地
〃	吉 野 誠 治	〃 清川町三玉一一一六番地
役 名	氏 名	住 所
理 事	衛 藤 講 治	豊後大野市清川町左右知六〇二番地
〃	加 藤 祐 二	〃 清川町左右知六八八番地
〃	衛 藤 孝 一	〃 清川町宇田枝一八九九番地
〃	佐 藤 良 和	〃 清川町宇田枝二二八四番地一
〃	和 田 茂 光	〃 清川町宇田枝一五九六番地
〃	佐 藤 勤 也	〃 清川町宇田枝七二八番地
〃	田 崎 昌 治	〃 清川町宇田枝八三〇番地
〃	田 中 正 治	〃 清川町宇田枝七七三番地三
監 事	衛 藤 真 治	大分市富士見が丘東一丁目一九番二号
〃	工 藤 誠	豊後大野市清川町宇田枝一七〇一番地
〃	高 山 幸 一	〃 清川町宇田枝一四四〇番地
〃	吉 野 誠 治	〃 清川町三玉一一一六番地
~~~~~		
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、西原土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。		
令和八年七月十四日		
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎		

（退任役員）				大分県報（公告）			
役名	氏名	住	所	〃	工藤 一男	〃	三重町西泉二四四番地
理事	後藤 匡豪	豊後大野市三重町西泉七五七番地		森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。 令和八年七月十四日 大分県知事 佐藤 樹一郎 一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所 所在の不明な者の氏名 田代 和芳、尾道 金次郎 二 通知の要旨 令和八年六月二日付け大分県告示第二百三十一号により行つた森林法第三十条の規定による通知			
〃	渡邊 雅浩	〃 三重町西泉五三九番地					
〃	神品 泰憲	〃 三重町西泉四四九番地					
〃	神品 茂一	〃 三重町西泉七九番地一					
〃	神品 吉公	〃 三重町西泉七六番地一					
〃	久保田 政光	〃 三重町西泉一一〇番地					
〃	橋本 五郎	〃 三重町西泉一八三番地					
監事	小鷹 伸昭	〃 三重町西泉三八二番地					
〃	工藤 一男	〃 三重町西泉二四四番地					
（就任役員）							
役名	氏名	住	所				
理事	渡邊 雅浩	豊後大野市三重町西泉五三九番地					
〃	神品 泰憲	〃 三重町西泉四四九番地					
〃	後藤 匡豪	〃 三重町西泉七五七番地					
〃	久保田 直宏	〃 三重町西泉六五九番地					
〃	神品 祝男	〃 三重町西泉四五四番地					
〃	神品 吉公	〃 三重町西泉七六番地一					
〃	小鷹 一公	〃 三重町西泉五四六番地					
監事	久保田 政光	〃 三重町西泉一一〇番地					